

居宅ケアマネジャーと地域包括支援センター職員の**実務情報誌**

隔月刊 達人ケアマネ

Expert Care Manager

2009
2・3月号

会員制
定期刊行物

企画/日総研グループ 発行/日総研出版© 隔月刊 達人ケアマネ 第3巻 第3号 平成21年2月28日発行 (10、12、2、4、6、8月の末日発行)



チーム制・複数担当制 で ケアマネを育てる、 ケアマネジメントの質を上げる

- チーム制・複数担当制導入の意義と課題
- ケアマネジメントの質向上を目指す
ダブルケアマネチーム
- チーム制をうまく機能させることが
ケアマネジメントの質向上につながる
- 質の向上と教育機能としての
一石二鳥の事業所運営を目指す
- 新人教育に生かす
チーム制・複数担当制の実際
- ケアマネジャーを育てるダブルフェースシステム

特別企画

日本介護支援専門員連盟が誕生
ケアマネジャーの力の結集を！

改定前の最後のアピール

第3回日本介護支援専門員協会全国大会 in 東京

介護報酬改定

居宅介護支援・居宅サービス系の
加算新設と加算要件変更のポイント

連載最終回

居宅ケアプランの落とし穴
減算対象となるプラン・ならないプラン

訪問看護とよいチームになるための

訪問看護師使いこなし術

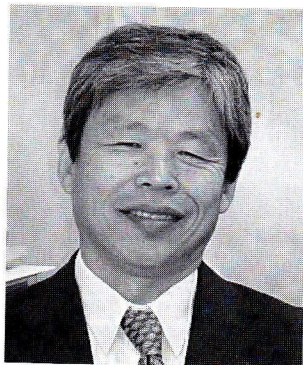


特集

チーム制・
複数担当制で
ケアマネを育てる、
ケアマネジメントの
質を上げる

新人教育に生かす チーム制・複数担当制の 実際

チーム制・複数担当制の考え方



戸田正雄

株式会社日本高齢支援センター 代表取締役

【とだ まさお】

1992年から福祉用具販売で介護事業にかかわる。2000年から松下電工（現・パナソニック電工）介護事業を立ち上げ、2006年にケアマネジメントに特化した日本高齢支援センターを設立、2007年に居宅介護支援事業の指定を受け、現在に至る。

「ケアマネジャーには専門性がある」。

皆さんも聞いたことのある言葉だと思います。ケアマネジャーの業務、つまり、ケアマネジメント業務（本稿で言うケアマネジメントの範囲とは、介護計画と支援計画に関する業務のことだと思ってください）は、ほかの職種では代わるのできないものです。ケアマネジャーは、その業務を専門として行うと同時に、ケアマネジメント業務はほかの職種では代わり得ない業務、言い換えると、専管性があるということを知っておきましょう。

また、この専管性に付随することですが、ケアマネジャーには、外からは侵すことのできない専門性（不可侵性）があると思っています。これらを前提として、「チーム制・複数担当制」についての考え方や我々の取り組みの実際について述べたいと思います。

チームとは

一口にチーム制と言っても、今一つピンと来ないのが現状ではないでしょうか。そこで、病院における医療チームを参考に考えてみたいと思います。医療の世界では医師を中心に看護師や栄養士、それに理学療法士や作業療法士などのスタッフがかわる姿が想像できると思います。この時、外科医と麻酔科医がチームに加わるがあっても、同じ専門医、例えば、外科医が複数人参加することはないでしょう。これと同様に、ケアマネジャーが複数人加わることを「チーム制」とは呼べないと考えます。

職種が重なること以外にも、ケアマネジャーの専管性と不可侵性から、ケアマネジャーが複数人でケースを担当することは、チームを構成しているとは言えません。